

## 夜間景観基本計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1. 目的

半田市（以下「市」という。）では、中心市街地における夜間景観の質を向上させることで、観光客や市民の賑わい創出、滞在時間の延長や宿泊客数の増加による経済効果の拡大を目指している。本業務は、令和7年度に実施した半田運河周辺での夜間景観に関するワークショップや実証実験結果をふまえ、中心市街地エリアにおいても現地調査やワークショップを実施し、夜間景観の基本計画を策定するものである。

なお、実施にあたっては、高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を有した事業者の提案を求めることにより、当該業務に最適な受託候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。審査の結果、最も優れた提案を行った応募者は本市と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、契約を締結し、本業務を実施する。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

夜間景観基本計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「夜間景観基本計画策定業務委託 仕様書」のとおり

#### (3) 事業の場所

半田市御幸町地内ほか

#### (4) 委託期間

契約締結日（令和8年6月5日想定）から令和9年3月12日まで

#### (5) 提案限度額

6,600,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※見積書に消費税を記載する場合は、消費税率を10%とすること。

### 3. 担当部局

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市市民経済部観光課（半田市役所3階）

電話：0569-84-0689

電子メールアドレス：[kanko@city.handa.lg.jp](mailto:kanko@city.handa.lg.jp)

ホームページURL：

<https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1003688/index.html>

#### 4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において、夜間景観に関する事業及び計画策定業務を自治体等から受託した実績があること。
- (2) 契約締結までの間に、令和8・9年度半田市入札参加資格（物品・その他委託等）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (6) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

#### 5. スケジュール（予定）

	内容	日付
1	募集の開始	令和8年4月1日（水）
2	実施要領等に関する質問の受付	令和8年4月7日（火）午後5時まで
3	質問への回答・公表	令和8年4月10日（金）まで
4	参加表明書の提出	令和8年4月15日（水）午後5時まで
5	参加資格要件審査結果通知書の発送	令和8年4月22日（水）まで
6	提案書類の提出	令和8年5月15日（金）午後5時まで
7	審査	令和8年5月22日（金）まで
8	プロポーザル審査結果通知書の発送	令和8年5月27日（水）まで
9	契約締結に向けた協議・契約事務	令和8年6月3日（水）まで
10	契約締結	令和8年6月4日（木）

※ただし、各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある。

## 6. プロポーザル参加表明書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は以下の提出書類を提出すること。

### (1) 提出書類

ア. プロポーザル参加表明書 (様式1)

イ. 事業者の概要 (様式2)

ウ. 参加資格要件に関する誓約書 (様式3)

エ. 納税証明書 (直近1年度分)

- ・法人にあつては税務署が発行する納税証明書 (国税通則法施行規則 第9号書式 (その3の3))、個人にあつては税務署が発行する納税証明書 (国税通則法施行規則第9号書式 (その3の2))

- ・契約営業所所在地の県税事務所等が発行する納税証明書 (未納税額がないことの証明)

### (2) 提出書類の様式

半田市公式ホームページからダウンロード

### (3) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

### (4) 提出方法

郵送または電子メールにて提出し、提出または発送後に「3. 担当部局」へ電話連絡すること。

### (5) 提出期限

令和8年4月15日 (水) 午後5時まで (郵送の場合は必着)

## 7. 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問の受付及び回答については、次による。

### (1) 質問先

「3. 担当部局」と同じ

### (2) 質問期間

令和8年4月7日 (火) 午後5時まで

### (3) 質問方法

質問書 (様式4) により電子メールにて提出すること。

### (4) 回答

令和8年4月10日 (金) までに半田市公式ホームページにて公開し、本回答をもって仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

## 8. プロポーザルの参加決定

プロポーザル参加資格の有無を確認後、令和8年4月22日 (水) までにその結果を「参加資格要件審査結果通知書 (様式5)」により通知する。

## 9. 提案書類の作成及び提出方法

### (1) 提出書類

#### ア. 提案書

提出する書類はA4判とし、10枚以内でまとめること。(提案内容は以下の項目を含め任意様式にて作成する。図表・写真・参考資料の添付も可能。)

#### ①事業概要

#### ②業務内容の詳細

- ・実施場所および実施予定時期、期間
- ・現地調査、ワークショップの内容等

#### ③策定する基本計画イメージ

#### ④実施体制・実績(構成団体、担当者、同様の事業・実証実験の実績)

#### ⑤スケジュール(工程表)

#### イ. 参考見積書(項目ごとの内訳も提出すること)

#### ウ. 提案書の開示に係る意向申出書(様式6)

### (2) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

### (3) 提出方法

電子メールにて提出し、提出後に「3. 担当部局」へ電話連絡すること。

※データ容量が10MBを超える場合は、別途相談すること。

### (4) 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時まで

## 10. 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例(昭和61年半田市条例第6号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

※個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開情報とする。

(3) 提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 11. 評価の手續及び受託候補者の決定

### (1) 審査方法

企画提案書の提出があった事業者を対象に、市が設置するプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において書面審査する。審査期間は令和8年5月20日(水)までとし、委員会において最も優れている提案者を受託候補者として決定し、契約締結に向けた手續を行う。

## (2) 評価基準

委員会の各委員の持ち点は100点とし、以下の評価項目に基づき審査を行う。

評価項目	評価の基準		配点
企画提案	企画内容の独創性・有効性	・夜間景観に対する創意工夫や新規性があるか ・事業の目的に合致し、有効であるか	30
	実現可能性	・実施体制やスケジュール、技術力が適切であるか ・同種または関連事業の実績やノウハウが活かされているか	30
	地域連携・波及効果	・地域の活性化、観光振興、地域イメージ向上への波及効果が期待できるか ・継続的な展開可能性があるか	20
その他	成果の評価・分析計画	・策定後の評価手法や成果指標が明確に示されているか ・得られた成果のフィードバックや今後の活用に対する展望があるか	10
	見積金額の妥当性	・予算の根拠が明確で、内容に対し費用対効果が高いか ・適正なコストでの実施が見込まれるか	10

## (3) 受託候補者の決定

ア. 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ. 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選考する。

エ. 審査委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の7割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、受託候補者として決定しない。

## 12. 評価結果に関する事項

審査結果は参加者全員に「プロポーザル審査結果通知書（様式7）」により通知する。また、「3. 担当部局」ホームページにおいて受託候補者名を公表する。

## 13. 失格条件

次に該当する提案は失格とする。

- (1) 実施要領に示したプロポーザル参加資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 見積金額が提案上限金額を超える提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた提案
- (6) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

#### 14. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって受託候補者を決定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 受託候補者が契約締結までに「4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した受託候補者の提案書による提案内容について提案上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。

#### 15. その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後のプロポーザル参加表明書及び提案書等の修正又は変更若しくは追加資料の提出は受託候補者の決定まで原則認めない。
- (3) 電子メール等の通信事故について、半田市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 審査結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に示す要件に該当しなくなった場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、半田市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

以上